

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部署の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によ ることとした根 拠法令及び理 由 (企画競争又 は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考	
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数		
該当なし														

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益財団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することその他の所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管 都道府県所管の区分	心札・応募者数	
軽量樹脂製敷板	分任契約担当官陸上自衛隊函館駐屯地第332会計隊長 澤祐介 函館市広野町6-18	5.2.6	(株)カトーテック 函館市浅野町4番8号	6440001006863	一般競争入札	2,268,750	2,240,000	98.73%				
ホース付シャワーヘッドほか11件	分任契約担当官陸上自衛隊函館駐屯地第332会計隊長 澤祐介 函館市広野町6-18	5.2.6	(株)カトーテック 函館市浅野町4番8号	6440001006863	一般競争入札	2,087,700	1,450,000	69.45%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
陸上自衛隊函館駐屯地で使用する上水（1月分）ほか1件	分任契約担当官陸上自衛隊函館駐屯地第332会計隊長 澤村介 函館市広野町16-18	4.4.1	函館市企業局長 函館市末広町5-14		会計法第29条の2第4項既得の役職を使用して必要とする役職を提供できる事業料は契約相手方であるため。	2,122,167	2,122,167	100.00%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。